

令和7年度

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

## (新たに1号・2号・3号認定を受けるお子様)

令和元年10月から開始された無償化制度により、一部のお子様を対象に月々の保育料などが無料となります。お子様の認定区分、生年月日、入園先により取扱いが分かりますので、該当するものをご確認ください。

### 1号認定（教育）のお子様

#### 無償化の対象者 及び内容

幼稚園又は認定こども園の月々の保育料については、新たな手続きなしで全員が無償化の対象となります。（所得制限なし）

#### 無償化の対象と ならないもの (実費徴収)

- ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象となりませんので、入園先にお支払ください。
- ◆食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、以下に該当する方を対象とした免除制度があります。
  - (ア) 年収360万円未満相当世帯のお子様
  - (イ) 小学校3年生までのお子様から数えて第3子以降のお子様免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。

#### 預かり保育の 利用について

◆1号認定を受けたお子様のうち、平成31年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれ（※1）、両親の共働きなどにより保育が必要な方については、預かり保育の利用料も無償化となります。

◆1号認定とは別の認定（新2号・新3号認定）を受けるため、手続きが必要となります。

#### 【必要書類】

- ①施設等利用給付認定申請書兼現況届
- ②重要事項確認書
- ③利用案内の8～9ページ目「保育が必要なことを証明する書類」に定める書類のうち、該当するもの

#### 【提出時期】（※2）

令和7年4月から認定を受けたい方は、1号認定の申請と同時に提出してください。  
入園後に保育が必要となる場合には、開始月の前月の20日までに提出してください。

◆月額11,300円 と 450円×月の利用日数 のいずれか少ない額が無償化の月額の上限となります。

※1 市民税非課税世帯に限り、令和4年4月2日以降に生まれたお子様についても対象となります。  
※2 市が書類を受理した日以降が利用料無償化の対象となります。（原則として、遡って認定することはできません。）

## 2号・3号認定（保育）を受け、入園が決定したお子様

### 無償化の対象者 及び内容

- ◆以下に該当するお子様について、保育所又は認定こども園の月々の保育料が無償化されます。

**2号認定のお子様のうち平成31年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれた方、又は 令和4年4月2日以降の生まれの2号・3号認定のお子様で市民税非課税世帯（※）の方**

※令和7年4月～8月においては令和6年度分の市民税非課税世帯、  
令和7年9月以降においては令和7年度分の市民税非課税世帯

### 無償化の対象と ならないもの

- ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象となりませんので、入園先にお支払ください。
- ◆食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、以下に該当する方を対象とした免除制度があります。  
（ア）年収360万円未満相当世帯のお子様  
（イ）就学前のお子様から数えて第3子以降のお子様  
免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。
- ◆延長保育の利用料は、無償化の対象外です。また、病児・病後児保育等、他のサービスの利用料は、無償化の対象外です。

## 2号・3号認定（保育）を受けたが、入園が保留となったお子様

### 無償化の対象者 及び内容

- ◆保育所・認定こども園の代わりに認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターを利用する場合、以下のお子様を対象に利用料が無償化されます。

**2号認定のお子様のうち平成31年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれた方、又は 令和4年4月2日以降の生まれの2号・3号認定のお子様で市民税非課税世帯（※）の方**

※令和7年4月～8月においては令和6年度分の市民税非課税世帯、  
令和7年9月以降においては令和7年度分の市民税非課税世帯

- ◆上記に該当するお子様に対し、2号・3号認定通知に加え、「施設等利用給付認定決定通知書（みなし認定）」を送付します。新たなお手続きは不要です。
- ◆利用料のうち、**月額37,000円（上限）まで（市民税非課税世帯のお子様は42,000円（上限）まで）**が無償化の対象となります。これを超える額については、ご負担いただきます。また、複数の施設・サービスを利用する場合は、上限額の範囲内で利用料の合計額が無償化の対象となります。  
（無償化の方法については利用先にご確認ください。）
- ◆通園送迎費（ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む）、食材料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については無償化の対象外です。